

おためしおうめ生活補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）の区域内（以下「市内」という。）の宿泊施設を利用して市での暮らしを体験しようとする者に対し、その宿泊費の一部を予算の範囲内でおためしおうめ生活補助金（以下「補助金」という。）として交付することにより、市での生活の魅力を知るきっかけにつなげ、もって移住・定住の促進に寄与することを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) おためし事業者 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営む者または住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者であって、第11項の規定により市に登録したものをいう。
- (2) おためし施設 おためし事業者が前号に規定する事業を営む市内の宿泊施設のことをいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する営業を行うものを除く。
- (3) おためしおうめ生活 近隣区域外（市の区域外であって、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村および奥多摩町を除く自治体をいう。）に住所を有する者および同居の親族（以下「体験希望者」という。）が、市での暮らしの体験を目的として、おためし施設へ滞在することをいう。
- (4) 宿泊費 宿泊するために必要となる宿泊施設の利用料金とし、飲食料金およびサービス料金を除いた費用をいう。

3 補助対象者

補助金の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす体験希望者とする。ただし、第3号の規定において、体験希望者のうち同居の親族についてはこの限りでない。

- (1) おためしおうめ生活をしようとする者であること。
- (2) おためしおうめ生活をしている期間中に次に掲げる活動のいずれか

を行うこと。

ア 移住前の暮らし体験として次に掲げる事項のいずれにも該当するもの

(7) 市が行う移住相談窓口等において第6項の規定による補助金交付の申請日以前に対面またはオンライン形式による移住相談を行うこと。

(1) 市での住居または仕事を探し、暮らしを体験する等の活動をする事。

イ 体験希望者に対し、普段とは異なる地域の保育園への通園を通して子育てができる暮らし体験を提供する市の事業に参加すること。

(3) おためしおうめ生活の開始日において、18歳以上であること。

(4) 就職、転勤、婚姻、修学等による転入予定者でないこと。

(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護、同法にもとづく保護に準じた保護または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けていないこと。

(6) 青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員および同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、補助対象者がおためしおうめ生活に要した宿泊費とする。

5 補助金の額等

(1) 補助金の額は、1人当たり1泊分の宿泊費に2分の1を乗じて得た額とし、その額が5,000円を超えるときは、5,000円を上限とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

(2) 補助金の対象となる宿泊は、補助対象者1人につき同一年度内に4泊までとする。

6 交付の申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、お

ためし施設への宿泊の予約をした上で、おためしおうめ生活補助金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な事項を記入し、宿泊日から起算して14日前までに青梅市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。ただし、やむを得ないと市長が認めたときは、この限りでない。

7 交付の決定等

- (1) 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、おためしおうめ生活補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定により交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）に対しておためしおうめ生活アシスト券（様式第3号。以下「アシスト券」という。）を交付するものとする。

8 補助の実施方法

宿泊費に対する補助は、補助決定者がアシスト券をおためし事業者へ提出することにより補助金額の控除を受け、当該控除額について、補助対象者の意思にもとづきおためし事業者が代理受領する方法によるものとする。

9 補助金の請求等

- (1) 補助決定者は、おためし施設において、アシスト券を提出し、宿泊費から補助金額を控除した額を支払い、おためしおうめ生活を行うものとする。
- (2) 前号の規定によりおためしおうめ生活を提供したおためし事業者は、おためしおうめ生活の利用があった年度の翌年度の4月15日までにアシスト券を添えて、市長に補助金の請求を行うものとする。
- (3) 市長は、おためし事業者からの請求にもとづき、前号の請求を行った日から起算して1か月以内に補助金を支払うものとする。

10 決定の取消し等

- (1) 補助決定者は、アシスト券を使用する前に第3項の要件を満たさなくなったときまたは満たさなくなることがわかったときは、交付されたアシスト券を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。
- (2) 市長は、補助決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

ア 前号の規定による届出があったとき。

イ アシスト券を使用する前に第3項に規定する要件を満たさなくなった事実が判明したとき。

ウ 申請の内容に虚偽の事実が判明したとき。

11 おためし事業者の登録等

(1) おためし事業者として登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、必要書類を添えておためし事業者登録申請書（様式第4号）により、市長に申請するものとする。

(2) 市長は、前号の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、おためし事業者登録決定通知書（様式第5号）により登録申請者に結果を通知するものとする。

(3) 市長は、おためし事業者として登録された者の名簿（以下「事業者名簿」という。）を作成するものとする。

12 登録内容の変更等

(1) おためし事業者は、次のいずれかに該当するときは、必要書類を添えて、おためし事業者登録（変更・一時休止・辞退）届出書（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

ア 登録内容に変更があったとき。

イ 登録を一時休止し、または辞退しようとするとき。

(2) 市長は、前号に規定する届出があったときは、その内容を審査し、事業者名簿の登録内容の変更または登録の抹消を行うものとする。

13 登録の取消し

市長は、おためし事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 登録内容に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請内容であったとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

14 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによるほか必要な事項は、市長が別に定める。

15 実施期日等

- (1) この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から実施し、令和 9 年 4 月 1 日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる手続に関しては、なお従前の例による。